

健康スコアリングレポートについて

健康スコアリングレポートとは、厚生労働省や経済産業省などが連携し、各健康保険組合に通知するもので、加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況等について、全健康保険組合平均や業態平均と比較したデータを見える化したものです。

2021年度分が届きましたので、昨年に引き続き報告します。

全健康保険組合平均を100とした際の各組合の相対値を高い順に5等分し、「良好😊」から「不良😞」の5段階で表記しています。



当組合の特定健診・特定保健指導の実施状況

特定健診・特定保健指導



単一	組合順位	75位 / 1,113組合
	全組合順位	95位 / 1,366組合

特定健診の実施率



1ランクUPまで あと160人

特定保健指導の実施率



1ランクUPまで 最上位です

特定健診の実施率		加入者全体	被保険者	被扶養者	男性	女性	40代	50代	60代～
		当組合	81.5%	97.8%	43.1%	97.5%	59.2%	81.1%	81.9%
	業態平均	81.6%	93.9%	49.9%	93.7%	65.7%	82.6%	83.3%	74.0%
	全組合平均	79.0%	91.3%	48.0%	89.5%	67.2%	80.6%	81.2%	70.6%

当組合の健康状況 生活習慣病リスク保有者の割合

リスク	良好	中央値と同程度	不良
肥満リスク	😊	😐	😞
血圧リスク	😊	😐	😞
肝機能リスク	😊	🙂	😞
脂質リスク	😊	😐	😞
血糖リスク	😊	🙂	😞

当組合の生活習慣 適正な生活習慣を有する者の割合

リスク	良好	中央値と同程度	不良	1ランクUPまで
喫煙習慣リスク	😊	😐	😞	あと80人
運動習慣リスク	😊	😐	😞	あと17人
食事習慣リスク	😊	😐	😞	あと136人
飲酒習慣リスク	😊	🙂	😞	あと57人
睡眠習慣リスク	😊	🙂	😞	あと84人

健康状況の経年変化	2017	2018	2019	
肥満	当組合	114	116	115
	業態平均	101	100	100
血圧	当組合	95	96	93
	業態平均	98	97	96
肝機能	当組合	103	104	101
	業態平均	101	98	100
脂質	当組合	111	117	123
	業態平均	106	104	104
血糖	当組合	97	109	109
	業態平均	104	103	101

生活習慣の経年変化	2017	2018	2019	
喫煙	当組合	94	96	95
	業態平均	96	95	95
	上位10%	101	103	102
運動	当組合	93	93	90
	業態平均	94	93	99
	上位10%	117	118	117
食事	当組合	91	95	92
	業態平均	103	99	102
	上位10%	106	116	113
飲酒	当組合	100	100	99
	業態平均	102	101	100
	上位10%	101	100	99
睡眠	当組合	98	99	98
	業態平均	83	83	97
	上位10%	107	105	107

昨年との比較

- 健康状況の中で血圧リスクが昨年より高くなっています。
- 生活習慣の中で運動習慣リスクが悪化しています。

2022年
1月から

健康保険法が改正されました

1 任意継続被保険者制度の見直し(資格喪失事由)

被保険者の任意脱退を認める。

改正前

- ①任意継続被保険者の資格期間(2年)が満了したとき。
- ②再就職をして他の医療保険の被保険者となったとき。
- ③任意継続被保険者が死亡したとき。
- ④保険料を期限までに納めなかったとき。
- ⑤75歳になったとき。

改正後

- ①脱退する旨を保険者に申請したとき。
- ②任意継続被保険者の資格期間(2年)が満了したとき。
- ③再就職をして他の医療保険の被保険者となったとき。
- ④任意継続被保険者が死亡したとき。
- ⑤保険料を期限までに納めなかったとき。
- ⑥75歳になったとき。

2 産科医療補償制度の見直し

産科医療補償制度の見直しにより、当該制度の掛金が1.6万円から1.2万円に引き下げられました。なお、少子化対策として、出産育児一時金の支給総額については現行の42万円が維持されます。(産科医療補償制度未加入の分娩機関での出産の場合は40.8万円)

改正前

40万4,000円+加算額 1万6,000円=総額 42万円

改正後

40万8,000円+加算額 1万2,000円=総額 42万円

3 傷病手当金の支給期間の通算化

傷病手当金の受給中に、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化を行うこととする。

改正前

支給を始めた日から起算して1年6カ月を超えない期間支給する。

改正後

支給を始めた日から通算して1年6カ月間支給する。

